

海外派遣の特別加入を行う事業主の皆さまへ

令和2年4月1日以降、

「海外派遣に関する報告書」を 提出する必要は無くなります

厚生労働省では、事業主の皆さまの事務負担を減らすため、行政手続きの簡素化を進めています。今回、「労災保険特別加入制度」に関する手続きを改正し、海外派遣に関する報告書の提出を廃止することとなりました。

そのため、令和2年4月1日以降、特別加入申請書（海外派遣者）または特別加入に関する変更届（海外派遣者）を提出し、労災保険特別加入をする海外派遣者については、「海外派遣に関する報告書」を提出する必要は無くなります。

海外派遣に関する報告書の廃止に伴う注意事項

1. 以下のケースの場合は、特別加入に関する変更届（様式第34号の12）を所轄労働局長（所轄労働基準監督署長経由）に届け出てください。

- 特別加入者の要件に該当しなくなった方※がいる場合（全員が脱退する場合を除く）

※ 派遣期間の終了により日本に帰国した方については、
「特別加入に関する変更届（様式第34号の12）」の提出が必要です！
帰国後は、速やかに所轄労働基準監督署にご提出ください。

2. 特別加入申請書（様式第34号の11）、特別加入に関する変更届（様式第34号の12）を作成する際は、下記の点にご注意をお願いします。

- 「派遣先の事業において従事する業務の内容」の欄には、
従事する業務の内容、地位・役職名を必ず記載する。
- 特別加入予定者（または新たに特別加入者になった方）が、派遣先の事業場で使用される労働者以外の方（例：派遣先事業の代表者、役員など）の場合（または、既に派遣先の事業場で使用されている労働者が、労働者以外の方になった場合）には、「派遣先の事業において従事する業務の内容」の欄に、該当する派遣先の事業の種類、事業に関する労働者の人数と労働者の所定の始業・終業の時刻を併せて記載する。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

